

2020年度事業計画

法人経営方針

2020年度は、国の働き方改革が本格的なスタートを切る年となり、これまで以上にワークライフバランスが重視されるとともに、自己の能力や適性を活かすための多様な働き方が求められるようになる。一方で、医療・福祉に携わる人材不足は益々深刻になることが予想されるため、職員が定着して働けるようにするためには就労環境の整備や魅力ある職場づくりが重要となる。

また、国や横浜市の財政状況が一段と厳しさを増す中で、診療報酬や介護給付費等の大幅な伸びは期待できないばかりか、短期入所では減少を余儀なくされている。このため、経費削減や定数見直しなどの喫緊の課題に取り組む必要がある。

以上のことを同時に達成し、安定した経営を取り戻すためには、従来のシステムや枠組みにこだわらない大胆かつ柔軟な発想と業務改善が不可欠であり、職員一同が持ち場に応じた知恵を十全に発揮し、医療・福祉サービスの向上に取り組んでいく。

I 法人本部業務

1 本部の機能強化及び施設の円滑かつ効率的な運営支援

(1) コンプライアンスの徹底及びガバナンスの強化

中期経営計画が2年目を迎えるにあたり、法人及び各施設における重要取組課題が計画的かつ着実に執行されるように、その執行状況を的確に把握し、評価及び修正を行い計画の着実な実行を図る。また、内部監察を実施することで各施設の適正な業務執行を精査し、法人のコンプライアンスを推進する。

(2) 信頼と協力を得るための情報発信

法人及び各施設の経営状況や事業内容等の情報を発信し、社会や地域の方々から理解と信頼を得られるように努める。その一環として、法人ホームページの構成をより見やすいものに改修するとともに、各施設と連携し積極的な情報発信に取り組む。また、昨年度に引き続き、年報を発行する。

(3) 業務効率の改善及び経費削減に向けた取組

管理体制の維持や移動時間の削減のために Web 会議の実施を推進する。また、法人全体のコピー用紙の発注管理を行い、紙の使用量の削減を目指す。その他起案文書等の電子決裁化及び会議資料の電子化に向けて検討を進めていく。

(4) 施設視察会の実施

役員及び評議員を対象とした県内の重心施設等の施設視察会を企画、実施する。

2 健全な財務規律の確立及び業務改善の推進

(1) 財務諸表の信頼性向上に関し、長期的課題へ取り組む。特に勘定科目の統一化やサービス区分の細分化に取り組み、監査要求に応える。

(2) 効率的な経理業務の標準化に関しては、施策立案フェーズとなる。主に経費配賦基準の見直しや配賦方法の簡素化に関して検討を進める。

- (3) 経営に役立つ経営指標の提供については、継続的な比較性を重視しつつ、新しい視点での見直しも進めていく。
- (4) 経営方針となっている業務改革に関しては、法人全体で活性化し、成果を含め把握する必要があることから、体制づくりを検討していく。
- (5) 総合相談センター構想については、医療・福祉サービスの向上、相談事業の集約化・専門化・機能強化等を検討し、2022年度開設を目指したプロジェクト活動を開始する。
- (6) 調達契約において、複数拠点での一括契約の判断、契約年数の判断等の基準について文書化を進め、契約管理を強化し、内部統制とコスト削減を図る。

3 質の高い人材の確保・育成及び効率的な人事管理の推進

- (1) 新たに導入する新職員制度や給与、手当、休暇、休業制度等、職員の処遇に係る新制度の着実な運用を行うとともにその効果を十分に検証する。
- (2) 今後の横浜医療福祉センター港南の新棟開棟時に必要となる職員の採用・確保を見据え、福祉医療業界の動向の調査分析を進め、更なる職員処遇のあり方検討を進める。
- (3) より働きやすい職場づくりを進め貴重な人材の定着を図るため、ワークライフバランスの推進と職員の超過勤務の縮減を含む労働時間適正化の取組を進める。
- (4) 人材育成プラン、研修体系の策定に向け調査検討を進めるとともに、従来以上に研修効果を高めるため、新採用職員研修と連動した管理職、主任研修等を企画、実施する。
- (5) 昨年度導入した新人事管理システムの既存データ移行を完了し、一部運用を開始するとともに、履歴等のデータ入力を進め早期の本格稼働を実現する。

Ⅱ 横浜医療福祉センター港南運営事業

1 全体目標

「利用者の笑顔を第一に」考えるセンター港南の理念に基づいて、質の高い医療・福祉サービスを提供し、利用者やその家族の方々から信頼される施設を目指す。

成人の入所者については、健康の維持・増進、個別性の高いユニットケア、生産活動・文化創作活動を交えた日中活動などによって、「どんなに重たい障害でも、利用者が望む生活を実現する」ことに取り組む。

また、入所児童については、積極的な家族支援を行い、在宅での療育に向けた支援を行う。

在宅療養を支えるべく、短期入所のニーズに最大限に応える。また、公開講座、地域の医療機関との連携や、福祉施設への支援を通じて、利用者の地域生活の向上を目指す。

2 運営事業の指針

(1) 利用者視点でのサービス提供

職員は、利用者視点で考え行動し、サービスの向上に取り組みます。

(2) 高収益・低コストの経営意識

「収益を最大に、経費を最小に」する経営意識をもって業務に従事します。

(3) チーム力の強化による業務の質的向上

情報の共有を図り、職員同士が強固な信頼関係を築くことによって、業務の質的向上を目指します。

(4) 職員にとって働きやすい職場環境の整備

全ての職員が意欲をもって業務できるように、労働環境の整備に努めます。

3 数値目標

事業名	2020年度目標（前年度目標）
外来診療	110.0名/日（95.0名/日）
療養介護	117.6床/日（117.6床/日）
短期入所	9.6床/日（6.8床/日）
入院	0.5床/日（1.0床/日）

4 各部門の主要事業計画

重点項目	内 容
診療部	(1) 個々の利用者に応じた医療を提供する。 (2) 適切な医療的判断を行うための他職種との連携を図る。
居住支援部	(1) 利用者にわかりやすい情報提供や選択肢を用意したうえでの意思表示など、コミュニケーション豊かな関わりを大切にする。 (2) 計画相談と連動した個別支援計画の立案と確実な実施を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> (3) マンネリ化しない新しい活動体験など日中活動の充実を図る。 (4) 外出支援制度を活用し個別支援計画に沿った外出活動を促進する。 (5) ボランティア地域コーディネーターを専任配置することによって、地域との橋渡しを行い、うるおい豊かな生活へつなげる。
在宅支援部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 短期入所は、全棟での運用を基本とし、円滑に運用できるよう調整する。 (2) 外来、入所者（長期利用者含め）に関する地域、外部医療機関との調整はセンター内関係部署と協力し柔軟に対応する。 (3) センター講座「とちのき講座」の企画運営を担当し、年4回開催する。 (4) 5棟目開棟に向けた横浜市との調整にあたり、短期入所等のニーズや当センターが提供可能な医療・福祉資源に関するフィードバックを行う。
診療支援部	<ul style="list-style-type: none"> (1) リハビリテーション課は、小児期発症の神経疾患を対象に小児期から成人期までの一貫した専門医療を提供する。障害を機能面でとらえるだけでなく、生活上の困難度や家族の介助負担に寄り添い「心地よく」暮らせることを目指して、チームで支援する。 (2) 薬剤課は、安全・安心な医薬品の提供、クリーンな環境の維持を目指す。 (3) 検査課、放射線課は、より正確・精密な検査、撮影を目指し、他部門・利用者様・他施設からも信頼される部門を目指す。 (4) 栄養課は、利用者が笑顔で食事時間を過ごせるよう、安全で栄養バランスの良い食事の提供を行う。
安全管理室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「ひとりダブルチェック」の行動指針を併用し、確認作業を職員に徹底させ、ヒューマンエラーを少なくする。 (2) 全職員が感染に対する標準予防策を理解し実行できるようにする。 (3) 職員が心身ともに健康を維持できるよう職場環境を整える。 (4) より現実的な防災訓練を行い、全職員が迅速に対応できるようにする。 (5) 毎月1回、安全に関する職場巡視を行うとともに、『安全レター』を発行する。
管理部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 円滑な施設運用のために、設備・用度調達に適切な管理執行を行う。 (2) 職員定数の見直し・適正配置と職員の健康管理に取り組む。 (3) 財務体質の健全化を目指すべく、収入増と経費節減を継続的に取り組む。

(診療部)

(1) 個々の利用者に応じた医療を提供する。

「利用者から求められている必要な医療は何か」を敏感に汲み取り、適切な医療を提供するために診療レベルの向上を図る。

重症心身障害児者医療だけでなく、てんかん、発達障害、成人期に達した知的障害など当センターに現在求められている専門医療の研鑽を重ね、診療レベルの向上を目指す。

①非常勤医師（整形外科、児童精神科、遺伝科、皮膚科）や他職種との活発な意見交換を行い、適切な医療的判断を行う。

②35歳以上のがん検診の方法や実施スケジュールなどについて検討し、検診を開始する。

③骨粗鬆症の精査や治療方法について、検討を行う。

④学会や研修等への参加

・診療に支障がない限り、参加を認める。

・地域ネットワークへ積極的に参加（神奈川てんかん治療医療連携協議会、てんかん診療ネットワーク、在宅療養児の地域生活を支えるネットワークなど）

⑤医師は論文作成や学会発表を積極的に行い、上級医はこれを指導する。

(2) 適切な医療的判断を行うための他職種との連携

①開設当初から、ケアの標準化と質の向上を目的として医療ケアチームの活動を目標としており、現在活動しているチームはさらに活発な活動を目指し、いまだ準備段階であるチームは関連部門との具体的な協議を行い、実践に向けた準備を行う。

(ア) 栄養サポートチーム (NST)

(イ) 摂食・嚥下チーム

(ウ) 褥瘡ケアチーム

(エ) 緩和ケアチーム

(オ) 呼吸・排痰ケアチーム

(カ) 感染コントロールチーム (ICT)

②利用者が望んでいる生き方をとらえ適切な医療的判断ができるように、カンファレンスへの参加など家族や他職種とのコミュニケーションに努める。

(居住支援部)

(1) 人材確保と育成

①就職説明会・病院見学会の開催やインターンシップの開催等の年間計画の作成と実施

②実習生の積極的な受け入れと実習指導体制の構築

③職員の経験やキャリアに応じた教育体制の構築

④職員のSOPに準じた行動の定着

⑤オンデマンド研修を有効活用し、手技の確認と根拠の学習など職員の技術の統一と標準化を目指す。

⑥中堅職員研修の企画と実施によりチームパワーの向上を目指す

- (2) 看護・支援スタッフは協力しあいながら利用者にわかりやすい情報提供や選択肢を用意したうえでの自己決定支援などコミュニケーション豊かな関わりを大切にする。
- ①県重心協等が開催する重症心身障害者の意思決定支援に関する研修会に参加し、支援技術を向上させる。
 - ②多職種と連携しながら生活の中に、できるだけ多くの選択肢を用意し、意思決定場面では本人を交えることを日常化するよう工夫する。
 - ③将来にむけてACP（アドバンスケアプランニング）についての学習に取り組む。
- (3) 計画相談・個別支援計画の実行、ユニットの特性を生かした看護・支援の実施
- ①看護・支援スタッフは「計画相談は人生の設計図」と捉え作成にしっかりかかわる。また、計画相談を踏まえた個別支援計画の実行ができるよう、多職種連携による対応を行う。
 - ②看護・支援スタッフはユニットの特性を活かし、気づきとコミュニケーションを高め、個別性を尊重した生活支援を展開するとともに、ユニットケア向上のための評価と課題を検討する。
- (4) 日中活動室の充実
- 日中活動室は各棟の日中活動とは別に、個別に月4～6回程度の活動を行っており、この活動の中で棟内ではできないプログラム（外部からのボランティアの積極的な参加や、専門家の方が活動に入る等）を充実させていく。また、今年度は試行として意思表示のある利用者をグルーピングし、定期的（月1回程度）に意思表示や意見交換の場を設けて、利用者の意見に沿った活動に取り組む。
- (5) 外出活動の充実
- ①看護・支援スタッフは日常のなかでの散歩等入所者の外出支援を大切にする。
 - ②施設入所者にも外出支援サービス利用が認められるようになったことから、地域の外出支援サービス事業者（4～5社）との連携によって、個別支援計画に沿った安全で安定した外出活動が充実するよう取り組む。
- (6) 看護・支援の連携強化
- 入所者の健康と生活の質の向上のため、看護・支援はお互いの専門性を活かしあう連携を強化する
- (7) 家族会役員会・後見人と情報交換を行い、家族・後見人からの意見等をより良い施設運営につなげる。
- (8) 障害年金、児童手当の適切な運用
- 利用者本人の生活支援に必要な支出について、ケアマネージメントを担当する専門職等とともに年金や手当をどのように運用していくことが望ましいのかについて家族を交えて話し合いを行い、適切な運用の実現を図る。

(在宅支援部)

1 医療福祉相談室

- (1)「短期入所・泊なし短期」が円滑に運用できるよう調整する。

- ①1E棟8床を効率的に運用するとともに、9月までに他の棟の観察室1床を活用した運用を順次整備する。
 - ②新規利用者の受入れのほか利用者のニーズに応じて適宜利用できるよう、横療や関係部署との連絡調整を十分に行う。
 - ③2019年度に実施した「短期入所利用者(登録者)アンケート」等を活用し、利用者・家族の声に耳を傾け関係部署と協力し、利用環境を整備する。
 - ④利用者の在宅環境の変化、新たな医療処置・機器の導入等、状況変化に対応できるよう、在宅支援体制の充実を図る。
 - ⑤全棟開棟時を想定して、短期入所対応可能ベッド数の基本資料を作成する。
- (2) 法人事業者間で「計画相談支援事業所機能を含む総合相談センター」のあり方・設置について検討を進める。

「計画相談支援事業所機能を含む総合相談センター」の設置検討について、各拠点の相談部門の責任者及び本部経営企画課長をメンバーとするプロジェクトを2020年度に設置し、論点整理や具体案の検討を進めていく。

- (3) 二次相談の円滑な実施と充実を図る。

重症心身障害児者への相談支援に関する知識や経験・技術を有する法人として、これまで横療が受託していた二次相談支援機能を2020年度から港南へ移管する。支援に向けた切れ目のないサービス提供とその充実を図るため、4～6月にかけて事業及びケース等の集中的な引継ぎを行う。

- (4) 指定特定相談支援事業所(計画相談)の適正な運営・実施を図る。

指定特定相談支援事業所(機能)として、サービス等利用計画(計画相談)の作成のほか、モニタリングにあたっては、介護療養サービス提供事業所がサービス提供にあたって作成する個別支援計画・看護計画等との十分な調整を図る。

2 外来

外来受診されている、重症心身障害児者、発達障害児者の患者・家族に円滑に対応できるよう、関係部署間で情報を共有する。

- ①診療部、医療福祉相談室、歯科、及びリハビリへの連絡・確認等、継続的な連携が図れるよう、必要に応じて定期的にカンファレンスを実施する。
- ②入院・短期入所棟と連携し、利用者・患者の変化に対応する。

(診療支援部)

- (1) リハビリテーション課

- ①多様なニーズに対応した訓練と先進的・先駆的な訓練を提供し、訓練の質を向上させる。
- ②多職種医療ケアチームを通じて、入所者の入所生活を支援する。
- ③人材育成のための施設間交流を行う。

- (2) 薬剤課

- ①持参薬を含め、薬歴を基に相互作用、副作用の防止を行う。

- ②採用医薬品を見直し効率的な在庫管理を行う。
- ③ICT、NSTに積極的に参画しチーム医療の向上を行う
- (3) 検査課
 - ①全ての検査において、「迅速かつ正確で、一人ひとりの笑顔を大切にする臨床検査」を目標とし、利用者様が安全・安心して受けることができる臨床検査を提供する。
 - ②検査データの正確度・精度及び信頼性を向上させるため、内部精度管理の励行や外部精度管理への参加を行う。加えて機器の点検・整備を計画・実施する。
 - ③臨床側の求める感染症情報や検査情報の提供を行い、チーム医療としての開かれた検査室を目指す。
- (4) 放射線課
 - ①利用者の負担を少なくするため、安全性を十分に考え、迅速かつ丁寧な撮影を行う。
 - ②検査に必要な被ばく線量は、最低限に抑える。
 - ③検査機器の保守点検・整備に努め、より高い安全性を確保する。
 - ④医師に有効な医療情報提供ができるよう、知識・技術の向上を行う。
- (5) 栄養課
 - ①衛生管理を徹底し、安心して安全な食事の提供を行う。
 - ②栄養委員会で他職種からの意見を取り入れ、食事の質の向上を行う。
 - ③行事食を実施し、季節を感じられる食材や普段の食事とはひと味違う献立を提供し、利用者に喜ばれる食事を提供する。
 - ④栄養相談や多職種によるNSTによって、利用者の状態に応じた適切な栄養管理の提言を行う。

(安全管理室)

- (1) 従来の「指差し呼称」や「ダブルチェック」のみならず、「ひとりダブルチェック」の行動指針や、「利用者とダブルチェック」する考え方を職員に徹底させ、特に人間違いの防止を徹底する。
- (2) 全職員が感染に対する標準予防策を理解し実行できるようにする。
 - ①ICTが中心になり、正しい感染予防対策の知識を持つ。
 - ②ICTメンバーの研修参加、研修で得た知識に基づきラウンドでの指導や院内研修会の実施。
 - ③新型コロナウイルス感染症の国内外の動向を注視し、院内感染等の施設管理に万全を期す。
- (3) 職員が心身ともに健康を維持できるよう職場環境を整える。
 - ①職員全員が定期健康診断を受診し、予防接種がもれなく実施されるなど、適切な健康管理が行われるよう管理指導に努める。
 - ②ストレスチェックの受診率90%以上を目標とし、職場環境の整備や各個人の精神衛生の管理に心がける。
- (4) 職員の安全に対する意識を向上させるために実践的な防災訓練を行う。

『危険』、『危ない』という感性をビデオや写真を通して見ていただき、各個人の安全に対する感性を高める訓練（グループ学習）を行う。

(5) 安全に関する職場巡視と安全レターの発行

- ①毎月職場巡視を行い、危険な点がないかどうか、指摘した部分が遵守されているかどうか、チェックする。
- ②実際発生したインシデント・アクシデントをもとに重要と思われる問題に対し分析を行い「安全レター」を作成しその対策を全職員に周知させる。

(管理部)

(1) 円滑な運用のために施設設備、用度調達に適切な管理執行を行う。

- ①床暖房是正工事を6月から8月に実施する。
- ②空調設備及び環境衛生を整える。
- ③固定資産の管理及び備品等を整える。

(2) 職員定数の見直し・適正配置と職員の健康管理に取り組む。

- ①業務量等に見合った職員定数の見直しを行うとともに、将来を見据えた人材の確保とOJT、OFF-JTを駆使した人材育成に努める。
- ②ワークライフバランスの取組を進め、職員に対するメンタルヘルスの維持向上を図るとともに、適切な業務管理によって超過勤務縮減を行う。

(3) 財務体質の健全化を目指すべく、収入増と経費節減に継続的に取り組む。

- ①委託業務の内容、範囲、契約期間等を見直すとともに、他の拠点との契約による契約金額の低減化の可否について検討を継続する。
- ②事務事業の効率化を検討し超過勤務時間5%を削減する。

Ⅲ 横浜療育医療センター運営事業

1 全体目標

今年度も当センターの施設理念の元、長期入所者の生活の充実と在宅療養者の生活支援を目的に事業を展開する。現状は、長期利用者の高齢化と医療必要度の上昇が進んでいる一方で、在宅支援部門でも同様に利用者の高齢化・重症化のみならず、介護者の高齢化や疾病による突然の介護困難状況が頻繁に発生している。今後もこの傾向は拡がっていくものと予想され、当センターとしてどのように対応していくかは喫緊の課題となっている。慢性的な人員不足を可能な限り解消し、これら現在の重症児者を取り巻く環境を迅速かつ的確に把握し、当センターが有する多くの事業の中で実行可能な施策を臨機応変に実施する。

2 運営事業の指針

(1) 医療度の上昇に対応した棟の体制強化

B棟の看護体制を現在の特殊疾患病棟入院料（20:1看護基準）から障害者施設等入院基本料2（10:1看護基準）へ移行させることは昨年度の目標であったが、看護師の不足のため達成できなかった。今年度は人員を充足させて移行を達成する。その上で各棟の業務の格差を減らすように配慮する。

(2) 在宅支援事業の維持・拡充と臨機応変な対応

在宅生活を送る重症児者は障害の重さや医療依存度の高さが年々上昇しており、市内数箇所の重症児者施設以外での短期入所や生活介護が困難になっている状況があるため、可能な限り在宅支援事業のキャパシティを維持する。また前述のとおり、介護者の疾病や様々な社会的事情により在宅療養が困難になるケースがしばしば発生しているため、突発的な事態に対して、短期入所枠や入院枠を臨機応変に利用しながらできる限り引き受けるように努める。

(3) 業務の質を落とさない効率化

各部署において利用者に対する業務を優先させ、事務的な業務の負担を減らすように様々な工夫を行う。例えば、各種業務記録や会議録の作成などを簡略化させるなどである。

(4) 多職種連携の強化

各部署のスタッフを充足させるとともに、医療、看護、支援、リハビリ、栄養などの多くの部門が密に情報共有して利用者の日常活動の活性化を図り、充実した毎日を送れるように支援する。

(5) 職員満足度の向上

職員が目的意識をもって気持ちよく働けることは組織の運営には非常に重要である。常に施設理念を意識しながら職員間の意思疎通を図り、トップダウンとボトムアップをうまく組み合わせてバランスの良い施設運営を行う。

3 数値目標

事業名	2020年度目標(2019年度目標)
外来診療	90名/日(87名/日) ※106名/日(短期入所外来を含む)
療養介護	86名/日(87名/日)
短期入所	16.5名/日(15名/日)
入院	1.2名/日(3名/日)
生活介護	19名/日(18名/日)
訪問看護ステーションえーる	160件/月(160件/月)
ヘルパーステーションまいはーと	600件/月(600件/月)
放課後等デイサービスはみんぐ	3.5名/日(3名/日)
保育室ひかり	18名/月(18名/月)
病児保育室あさひ	3名/日(3名/日)

4 各部門の主要事業計画

(診療部)

- (1) 短期入所：病床数を可能な限り維持しつつ、最近増加している緊急入所の依頼に対応できるように短期・入院病床の効率的な運用を検討し実行する。また希望される検査や処置を実施する。在宅での不安要素に、主治医とも連携して対応する。
- (2) 長期入所：高齢化に伴い、成年期～老齢期の病態に対応するべく研鑽を積む。アドバンスケア・プランニングの方法を取り入れ、スタッフと共に入所者一人ひとりの生活と医療ケアについての検討を行う。
- (3) 外来診療
 - ①外来診療、リハビリテーション、通所、短期入所の利用者数の目標を1日106名とする
 - ②利用者の在宅・地域生活が安心・安全で潤いのあるものになるよう医療面からのサポートを行い、専門知識を得るため研鑽する。
 - ③増加している発達障害の利用者のため、診療・相談体制の強化を進める。
 - ④訪問診療を必要な利用者に提供する。放課後等デイサービス等の事業に協力して対応する。
 - ⑤入所・外来にてNST・感染対策・褥瘡のチームアプローチを進める。
 - ⑥歯科は新体制2年目となり、医科と協力して他院では診療困難なケースを更に進める。長期入所者・通所・たちほだがやの利用者の定期検診及びブラッシング指導を実施する。

(診療支援部)

(1) リハビリテーション課

- ①入所の頻度内容は、個々や病棟ニーズに応じて対応する。
- ②通所の現場及び在宅ニーズに応じて対応する。
- ③外来は発達障害を含め年齢や地域制限を設けず訓練サービスを提供する。
- ④地域支援として、訪問リハ・出前講習・地域活動ホーム、たちほどがや・たちいずみのへの派遣及び放課後等デイサービス事業への支援を行う。
- ⑤人材育成として、合同研修・部門ごとの合同研修及び勉強会を実施する。

(2) 薬剤課

- ①安心・安全な医薬品の供給と情報提供を行う。
- ②安心・安全な医薬品供給のため医薬品の安全管理を行う。
- ③研修・勉強会への積極的に参加し、医療・福祉へ貢献する。
- ④チーム医療へ積極的に参画し、医療の向上を目指す。
- ⑤DI 業務を充実する。
- ⑥病棟での薬剤業務をすすめ、利用者により良い診療支援を行う。

(3) 放射線課

- ①利用者の安全性と被ばくの低減に努める。
- ②放射線医療機器の保守点検・整備を徹底する。
- ③知識・技術の向上
- ④他部署との連携・協力をはかり、より良い診療支援を目指す。

(4) 検査課

- ①迅速で正確な検査を実施する。
- ②検査機器の管理と精度管理を徹底する。
- ③運用マニュアルを整備する。
- ④採血管などの定数管理を実施する。
- ⑤センター内における感染傾向の把握と情報提供
- ⑥他部署との連携による検査業務を拡大する。

(5) 栄養課

- ①安全・衛生管理を徹底した食事提供をする。
- ②イベント食やリクエスト食の計画的な取り入れと誤嚥防止に配慮した食事提供をする。
又、ケトン食の提供を継続する。
- ③栄養士チーム (NST) で多職種と連携し、適切な栄養療法を提言する。
- ④外来、入院時の栄養指導を積極的に実施する。
- ⑤委託事業の健康相談、巡回相談を実施する。
- ⑥放課後等デイサービス事業及び保育室とも連携する。

(居住支援部)

(1) 療養介護

- ①全ての棟で医療ケア度の高い方の受入ができるよう、B棟の入院基本料を現行の20対1から10対1に変更する。
- ②高齢化・重症化に伴う安全で質の良い生活支援を提供する。
- ③教育体制の再整備とやりがいのある職場を目指し、職場適応・定着率をアップする。
- ④研修や育成プログラムに積極的に取り組み専門職としてのスキル向上に努める。
- ⑤短期入所者を積極的に受け入れ在宅生活を可能な限り支援する。
- ⑥個人にあった生活が提供でき、かつ職員の業務負担軽減につながる改善を行う。

(2) 日中活動

- ①長期入所者の社会参加及び生活の潤いとして感じられる活動を提供する。
- ②短期入所者の希望者への活動の提供と支援を行う。
- ③長期入所者個人の年齢や健康状態を踏まえた活動を提供する。
- ④地域社会との連携を実施し、質の良い支援を提供する。
- ⑤研修や育成プログラムに積極的に取り組み専門職としてのスキル向上に努める。
- ⑥棟職員との協力を強化することで、利用者の状態把握の共有で安心な活動を提供する。
- ⑦音楽療法の再開に伴い長期入所者のサポートを行う。

(在宅支援部)

(1) 外来看護

- ①外来診療・通所・訪問看護ステーション・病児保育室・放課後等デイサービス
左近山特別支援学校の医療ケア児童の通学支援事業等の多岐にわたる在宅サービスを提供する。
- ②チームケアを推進し、スムーズな外来及び在宅支援事業の運営に取り組む。
- ③重心及び発達障害児者への看護に関する研修や人材育成に積極的に取り組み利用者サービスの向上を図る。

(2) 短期入所・入院

- ①短期入所15床の運用を効率的に実施し、100%以上の占床率を目指す。
- ②区枠(2床)を継続して、緊急入所に対応できる短期入所を確保する。
- ③レスパイト等の定期的な短期入所を確保し、在宅生活の維持に努める。
- ④休日を含めた緊急入所の受付と受け入れ態勢の整備を進める。
- ⑤入院床(3床)の空床を効率よく短期入所等に転用し、入院占床率アップを目指す。

(3) 通所

- ①通所数を1日平均19名以上の安定確保を目指す。
- ②効率的な送迎運行に努め、一人でも多くの利用に繋げることで家族の負担軽減を図る。
- ③利用者の重度化に伴い、医療ケアの職員研修の充実と体制整備を行う。
- ④計画相談との連携強化による在宅利用者支援及びサービスの向上を図る。
- ⑤個別支援計画の充実に努め利用者の満足度向上を目指す。

(4) 医療福祉相談室

①一時相談、一般相談

- ・ 重度重複障害及び医療的ケアに関する専門的な相談に応じる。
- ・ 他機関との連携機能を強化し、専門機関への橋渡し、共同に努める。

②短期入所調整

- ・ 利用者のニーズを把握し、入所棟との調整及びベッドコントロールを行う。
- ・ 緊急入所の相談に応じ、診療部・入所棟との調整を行う。
- ・ 新規利用希望の相談に応じ、面談による聞き取り及び説明・契約業務を担い、事前外来・日帰り短期入所などの調整を経て初回入所に繋げる。

③指定特定相談

- ・ モニタリング等の業務を遂行し、新たに、地域の利用者に受入れを拡大していく。
- ・ 法人内（港南・たちほ도가や）の定例連絡会議を継続し、情報共有及び相談支援サービスの向上を図る。
- ・ 地域の自立支援協議会及び相談事業所との連携を推進し、専門機関として地域ニーズに対応し役割を果たす。

④委託事業「健康相談」「巡回相談」の継続

前年度同等の出前講座を行う。PT以外の職種のリクエストも受け講義を行う。

⑤初診受付・相談

- ・ 新患相談受付窓口として、外来及び診療部との調整を行う。

(5) 訪問看護ステーション「えーる」

①専任で課長を配置し実働5名体制を維持することで、利用契約者数を50名以上に増やし安定した訪問件数を確保する。

②外来部門との連携を強化と看護サービスの質向上を図るために、引き続き日中のリリーフ体制を継続する。

③居宅事業所との協働を推進し、介護職の医療的ケア等の指導的役割を担う。

(6) ヘルパーステーション「まいはーと」

①常勤職員7名配置となり、在宅支援部門の一部門として他部門との連携を図り訪問時間の効率的なシフト体制を研究し利用者ニーズに応じていく。それにより月600件以上の訪問を目指す。

②医療的ケア特定行為三号研修修了者による、医療的ケアが必要な利用者へのサービスを順次開始する。

③毎月一回の登録ヘルパーを含めたミーティング研修を実施し、利用者サービスの向上に努める。

(7) 放課後等デイサービス「はみんぐ」

①安全で質の良いサービスを提供する。

②週5日、1日5名の登録と1日3名の出席運営を目指す。

③研修や育成プログラムに積極的に取り組み専門職としてのスキル向上に努める。

(8) 安全管理室

- ①利用者・職員の安全確保のため、医療事故防止対策に取り組む。
- ②年2回の法定研修に加え、職員の安全意識を向上させるための現場に則した職員研修を実践する。
- ③安全・感染の視点から、職場巡視を実施する。
- ④インシデント・アクシデントレポート報告からの分析・改善策への取り組みを推進する。
- ⑤感染に関する最新の情報を速やかに共有し、センター内の体制を整えます。

(管理部)

(1) 管理課・医事課

①人事、人材管理

- ・働き方改革関連法に基づく時間外労働時間と年次有給休暇の取得日数を管理する。
- ・職員のタイムリーな採用と離職率の低減を図る。
- ・積極的に外部研修に参加し人材育成を図る。

②経理業務

- ・適正な予算管理と執行を行う。
- ・健全なセンター経営のため、経費削減と収入を管理する。

③福祉、医療請求業務

- ・障害福祉サービス費と医療費の請求業務を過誤なく正確に行う。
- ・昨年度実施できなかった看護基準の変更に伴う、請求業務のスムーズな移行を行う。
- ・中期経営計画の中の1.アウトリーチ型事業、2.施設の拡大及び増築を考慮した時、センターにとって最善の事業を検討する。

④施設管理

- ・安心・安全のため、定期的な施設設備の点検と迅速な修繕を実施する。
- ・防犯・防災対策の拡充としてより実践的な避難訓練の実施を行う。

⑤物品管理

- ・老朽化する医療機器を予算に基づき計画的な購入を行う。
- ・固定資産の棚卸を行い、管理の体制を整える。

⑥中期経営計画の進捗管理

- ・中期経営計画の進捗を管理するため計画ごとに担当者を配置する。

(2) 保育室ひかり

- ①2018年4月1日より施行された新保育所保育指針を理解し実践することで保育の質を一定に保つ。また、保護者、地域、他施設と連携した子育て支援を進める。
- ②三つの視点と5領域について学びを深めるための勉強会を引き続き行う。
- ③月間指導計画にPDCAサイクルを利用して自らの保育を振り返り、毎日の実践に活かす。
- ④散歩コースの危険個所を再確認し、散歩マップの見直しをして、子どもたちの安全に

努める。

⑤横療の心理士及び管理栄養士との連携を行い、子どもの保育実践に反映させる。

⑥卒園児の新しい園生活をスムーズに促せるように、連携園との交流を行う。

(3) 病児保育室あさひ

①病気の時を安心、安静、安全に過ごせるよう自己研鑽に励み、保育の質の向上に努める。

②医療保育の取組を見える化し、利用者の満足度の向上を目指す。

③医師、看護師、保育士と協働して育児支援を行う。

④近隣の保育園、小学校にパンフレットを配布し、随時見学を受け入れる。

⑤利用者サービスの向上として、給食について検討する。

⑥ハード面では、外観や周辺の清掃と整備を行い、気持ちよくご利用いただけるよう努める。

(4) 中期経営計画

5 箇年の中期経営計画の 2 年目として以下の取組課題を掲げ実行する。

①アウトリーチ型事業への展開及び推進

②施設の拡大及び増築の検討

③ノーリフトの推進

④柔軟な勤務形態の構築

⑤教育体制の強化・充実・推進

⑥地域連携の拡大

IV 地域療育センターあおば運営事業

1 全体目標

3年連続して経営状況が厳しいことから、2020年度は、更なる職員体制の見直し（徹底した職員定数管理）を中心に財政基盤の改善を最優先事項とし、新しい体制のもと職員全員が同じ課題意識を持ち、利用者に対する最大限のサービスを提供する。

また、5箇年の中期経営計画の2年目として、計画的かつ効率的な施設運営をスタートさせ、既存の業務を着実に遂行しつつ、未来志向の新たな取組についても模索していく。

併せて、横浜市との協働の取組みである「横浜市地域療育センターあり方検討会」における意見や提言、さらに2021年度における第4期横浜市障害者プラン（障害児福祉計画を含む。）における地域療育センターの役割等に則って、新たな事業展開に向けた準備を進めていく。

2 運営事業の指針

- (1) 職員一人ひとりが、近年における医療・福祉、また地域の社会情勢の最新情報のアップデートを図り、様々なアイデアや発想に基づく取組が展開できるよう職場の一体感を醸成する。
- (2) 常に「人権尊重」を念頭に、「子どもの人権」を職員相互に確認し合える職場の環境づくりに努める。
- (3) 「利用者」ファーストの観点から、子ども・保護者一人ひとりのニーズに沿ったサービスを提供する。

3 数値目標

部門名	事業名	2020年度目標（前年度目標）
診療課	外来診療報酬	54人/日（60人/日）
通園課	福祉型児童発達支援	46人/日（48人/日）
↓	医療型児童発達支援	18人/日（14人/日）
こども支援室	児童発達支援事業所	11人/日（11人/日）
相談課	障害児相談支援事業	250人（250人）
↓	保育所等訪問支援事業	60人（60人）

4 各部門の主要事業計画

（診療課）

- (1) 新たな診療体制での円滑な運営を図り、引き続き利用者・御家族に安心できるサービスの提供を行う。
- (2) 横浜療育医療センター・横浜医療福祉センター港南との連携を強化する。
- (3) 定数管理に伴う、リハビリ件数の見直しにより、目標人数を昨年度より1日6名の減員とする。

- (4) 適正な目標を設定しての人材育成（個々の職員の職能向上）を行う。
- (5) 業務の効率化を図るとともに、個々が働きやすい環境づくりを行う。
- (6) 他部門・他職種との連携を密にし、センターが提供するサービスの充実を目指す。

(通園課)

- (1) 年間療育日数：205 日(前年度：212 日)
- (2) 利用児数 ※()は前年度

福祉型	68 名(88 名)
医療型	22 名(23 名)
合計	90 名(111 名)

- (3) 教室・クラス数 ※()は前年度

福祉型	9 クラス(13 クラス)
医療型	3 クラス(3 クラス)
合計	9 教室 12 クラス(10 教室 16 クラス)

- (4) 療育体制

- ①福祉型は週 5 クラスを 3 つ、週 3・週 2 クラスはそれぞれ 3 つ設定する。週 5 クラスの内、2 クラスは 9 人で 3 人担任、1 クラスは 7 人とし 2 人担任で一部子どもの状態で週 3・週 2 の利用児とシェアをする。
- ②医療型は 3 クラス設定で、いずれのクラスも子どもの状態で登園頻度を週 1 から週 5 回までの組み合わせで、ひとクラスの 1 日の登園人数を 6 人と設定する。
- ③重度の利用児の頻度と医療型クラスの頻度を多く確保するため、クラス編成を行い、21 名の減員とした。
- ④主任を中心にスーパーバイズ（相談）体制を設定する。
- ⑤卒園児のフォローとして、就学後 1 年間は元担任が相談窓口になる。
- ⑥他職種による集団場面の評価機会を通して、アドバイスを受ける。
- ⑦利用児に合わせた給食提供をより充実させるため、現場に近い通園課に栄養士を配置した。

- (5) 人材育成

- ①プログラムを整理して、企画・実践・振り返りを検証する場を設定する。
- ②幼稚園・保育園・他の療育センターなどでの実施研修の機会を設定する。
- ③終礼を設定して、その日の振り返り、他クラスの情報共有をタイムリーに行う。
- ④通園内で直接療育に関連する事項の研修を実施する。

(こども支援室)

- (1) 年間療育日数：168 日(前年度：169 日)
- (2) 対象児童：4・5 歳児（知的障害を伴わない発達障害の幼児）

(3)療育体制 ※()は前年度

利用児数	48名(56名)
運営(1日2クラス、週8クラス稼働)	6人×8クラス(7人×8クラス)

(4)療育内容

- ①ソーシャルスキルトレーニングや成功体験の積み重ねを中心とした療育を実施する。
- ②子どもが所属する幼稚園・保育園に訪問し対応方法等を共有する(1人年1回訪問)。
- ③保護者勉強会を開催し発達の理解と対応を深めていく(年11回)。

(相談課)

(1) 障害児相談支援

- ①初相談における面接相談を実施する(電話相談から2週間以内に面談を実施する)。
- ②利用者の持つニーズを迅速に把握して対応する。

(2) 計画相談支援

- ①センター利用児及び民間事業所利用児の円滑な障害児支援利用計画書の作成(モニタリングも含めて約300名分作成)をするとともに、関係機関を交えた個別支援会議にも積極的に取り組んでいく。
- ②区福祉保健センターや児童発達支援事業所との連携を図る。

(3) 人材育成

- ①昨年度に引き続き、人材育成を狙いとした課内研修(グループスーパービジョン)を実施する。

(4) ひろば事業(「あおばであそぼ」 ※センター全体として土曜診療日に取組)

- ①対象児童：相談継続や初診を待っている児童と保護者を対象とする。
- ②ひろば機能として、出入り自由の遊びと相談の場の定着化する。
- ③安定的・継続的な活動の提供(月1回、土曜診療日に開催)

(5) 外来グループ

目的：初期における療育の促進や保護者同士のつながりなどを目的に「知的・発達系」及び「肢体系」のグループを実施する。

事業名	内容(場所)	回数
知的発達系グループ(クローバー)	初診終了後のフォローグループ	保護者によるエントリー方式 通年隔週
(たんぼぼ)	診断後の初期療育グループ	1クール3ヶ月×4クール
肢体系グループ(いちごグループ)	1歳児を中心としたグループ	月1回×12ヶ月
巡回相談事業	区内保育園・幼稚園	約120園
学校支援事業	区内公立小学校	約30校
保育所等訪問支援事業	区内外保育園・幼稚園、小学校	30校
青葉福祉保健センター	保育園・幼稚園職員研修の共同開催	年2回
こころのケア相談	保護者自身の精神的ケア	年約24回
地域の子育て拠点に対する巡回支援	ラフール、おもちゃの広場、すてっぷ	年12回

(管理課)

(1) 施設管理

- ①コンプライアンスを遵守し、徹底する。
- ②経年劣化に伴う建物・設備管理及び備品を計画的に更新し、快適な環境を維持する。
今年度は、5月2日（土）から5月10日（日）の工期で空調更新工事を行う。
5月7日（木）、5月8日（金）は休館とする。

(2) 人材育成

- ①各種研修の提供と積極的な参加を推進する。
- ②管理課職員の資質向上

(3) 人事管理

- ①ワークライフバランスの意識を高め、働きやすい職場づくりを提供する。
- ②働き方改革関連法に基づき時間外労働時間及び有給休暇の取得管理を徹底する。

(4) センター経営

- ①収入増及び経費節減に努め、法人の経営向上に貢献する。
- ②職員の経営意識の向上に取り組む。
- ③適正な予算管理とプライオリティを重視した計画的な執行をする。

(5) 防災・防犯意識の向上と取組

- ①防災訓練を年12回、防犯訓練を年1回実践に即した訓練で実施する。
- ②福祉避難場所としての役割を徹底する。
- ③隣接する黒須田小学校（地域防災拠点）と年1回の合同防災訓練を行い、連携を強化する。

V たっちほどがや運営事業

1 全体目標

開所10年を過ぎ、利用者の高齢化や重度化は顕著に表れてきている。日常生活上の支援の個別化、健康状態把握の回数等、今まで以上にきめ細かな対応と支援が必要である。

たっちほどがやの生活介護事業では2020年度新規利用者の受け入れが出来るよう、曜日毎の利用者数を調整し受け入れ態勢を整え、現状のニーズに応えられるよう運営を進める。たっちいずみの課は生活介護事業の利用者増と放課後等デイサービス事業の安定的な運営を基本に、今後のニーズの変化に応えられるよう検討する。また、計画相談を含む相談支援事業は2019年度に事業所開設を行ったことから、横療相談事業からの丁寧な移行を行う。

ほどがや・いずみの共に事業存続のためのサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の育成を進める。

2 運営事業の指針

- (1) 一人ひとりの利用者と思慮通の向上
- (2) 一人ひとりの利用者の幸福感の追求
- (3) 日中活動・外出(社会体験)支援の充実
- (4) 高齢化・重度化を支える(人生のラストステージ支援)
- (5) 在宅児者を介護する家族の支援の充実(相談活動の充実)
- (6) 収支状況の改善(いずみのを含めた通所者の拡大、節約、合理化)
- (7) 労働環境の改善(働きやすい職場づくり、離職者防止、ノーリフトの拡大等)

3 数値目標

事業名	2020年度目標(前年度目標)
入所支援事業	42.7人/日(42.7人/日)
短期入所事業	6.4人/日(6.3人/日)
生活介護事業(通所)	22.8人/日(22.8人/日)
たっちいずみの生活介護	18.0人/日(13.0人/日)
たっちいずみの放課後等デイサービス	4.0人/日(4.0人/日)

4 各部門の主要事業計画

重点項目	内 容
入所ユニット単位プロジェクトの充実	ユニットケアの長所を活かす取り組みを進める。利用者の特性に沿った、きめ細かい支援の向上を図る。
生活介護利用者への豊かな関り	「個」の特性を活かす支援。選択できる活動メニュー。ふれあい活動。事業内容の質の向上を進める。
たっちいずみのの運営	地域のニーズに寄り添い、重症心身障害児者放課後

	デイサービス、生活介護事業受け入れを増員させる。
指定相談事業の安定した運営	昨年事業開始したものを、安定した事業展開になるよう、法人内他事業所と連携を図る。
「将来のニーズに応ずる支援」「心ある支援」を担う職員育成	高齢化・重度化に対応した事業展開や、外部研修を含めた魅力ある研修を企画し、職員育成を強化する。
利用者給食の質の向上	利用者健康状態向上の為、温冷配膳車の導入検討をする。
労働環境の整備	リフター未設置個所に導入、腰痛による離職者防止する。

(入所支援課)

(1) 利用者特性に沿った支援の質の向上を目指す。

ユニットごとにテーマを決めて事例検討を行い、利用者特性に沿った支援の方法を検討していく。

(2) 社会参加の充実

① いずみのを含めた外部通所の継続を支援していく。

② 感染や利用者の体調不良により外出が出来ないことが増えているため、1人年1回1日外出を確保出来るよう工夫するとともに、日々の短時間外出も臨機応変に出来るように進めていく。

(3) 地域交流

日中活動担当と協働し、地域ケアプラザや学校等地域施設との交流を進めていく。

(4) 医療ケアの充実

① 往診医変更により、夜間、休日の医師との連携体制を新たに構築していく。

② 利用者の医療を支えるため、看護師が安定して働ける環境を整える。

③ 特定認定行為従事者資格取得者を増やしていく。

(5) 短期入所

より安全な受け入れを目指し、利用者の個人データの作成方法を再検討すると共に、情報共有の方法を見直す。

(6) 職員の個々の能力を伸ばし活かす職場づくり

① 主任・副主任を中心とした研修を実施し、個々の目標設定に繋げていく。

② 次世代のサービス管理責任者を育成するため研修受講を促す。

(7) 地域移行支援

横浜療育医療センター及び横浜医療福祉センター港南と協働して地域移行に向けて取り組む。

(通所・在宅支援課)

(1) 生活介護事業における活動の充実

午前中には個別性の高い支援「ふれあい活動」と、午後には意思決定支援・集団の強みを生かした支援「活動選択、グループ活動」を中心に活動を提供していく。また、屋外に出かけられる機会の提供や季節を感じられる行事、ご家族やボランティアが参加できる活動・行事・イベントを行う事で、社会参加を促していく。

(2) 安心・安全な支援・医療的ケアの提供

医療ケアのある利用者が多くなることから、看護師の指導の下、生活支援員の医療ケア研修を拡大実施する。また、医療ケアのある利用者の過ごし方や活動参加の方法を看護師と生活支援員が協働して検討し、利用者の安心感や満足感の向上につなげていく。

(3) 在宅支援の実施

生活介護事業においては、家族からの相談や家庭訪問を実施する。また、学校や併用する他事業や、計画相談事業所との連携を深め、利用者を取り巻く状況を踏まえた支援に取り組む。

短期入所事業においては、個別性の高いサービスが提供できるよう、情報収集とアセスメントを丁寧に行っていく。また、質の高い介助が受けられるよう利用者と介助者の橋渡しの役割を果たす。

(4) 長期入所者の日中活動支援

ボランティア活動、調理活動、外出活動、地域交流活動、創作活動、レクリエーション活動、行事・イベント、個別活動の8項目に分けて、総合的な活動を提供していく。また、今年度は新たに近隣の小学校との連携を深めて、子供たちと触れ合う機会を提供していく。

(5) 指定相談事業所の運営

2019年度に開設した指定特定相談支援事業において、2020年度は業務整理や職員間の情報共有・課題の抽出などを行い、より質の高い計画相談を利用者に提供できるよう進める。また、各種加算が算定されるような業務の見直しやモニタリング回数の増加も検討していく。

(6) 働きやすい職場づくり

職員それぞれが能力・適性を向上できるよう、踵を上げた目標設定を工夫する。また、働き方改革の趣旨や人材確保の厳しい現状に見合うサービス内容や業務量の在り方を検討し、継続的かつ安定したサービス提供の確保に努める。また、次世代のサービス管理責任者を育成するため研修参加を進める。

(たっちいずみの課)

(1) 利用児者のチーム支援の充実

「過ごしやすさ」をテーマにリハとの連携を図りながら、姿勢や活動の取り組み方等の方法を模索していく。

(2) 地域のニーズに寄り添った生活介護事業通所者の受け入れ

開所以来多くの利用者の受け入れを行ってきており、今後も多くの利用希望者が出るのが予想されるため、学校や地域と連携を図りながら進めていく。

(3) 指定相談支援事業の運営

たっちほどがや及び他事業所との連携を図りながら、さらに提供サービスの質の向上を目指し、ご家族を支える。

(4) 地域支援、地域連携の展開

開所以来少しずつではあるが地域の方との交流を持つことができきており、今後も地域との交流を継続しつつ、さらに地域交流を広げていく。

(5) 放課後デイサービスのニーズ調査

サービス利用に繋がっていない方も多いため、ご家族との関わりを深めていきながらニーズを探り、

可能な範囲で受け入れを行う。

(6) 人材育成

次世代のサービス管理・児童発達支援管理責任者の研修参加を進める。

(管理課)

(1) 建物・設備管理

経年劣化による建物修繕計画を 2020 年度中に作成する。

(2) 予算管理

①施設サービスの向上も遂行しつつ、経費削減を進める必要があるため、予算と実績の比較検討を継続的に行い、経費削減を行う。

②予測される修繕費用については、法人本部と連携をとりつつ、実現可能な資金調達方法を検討する。

(3) 労働環境整備

①腰痛による離職を防ぐためのリフターの導入(未整備1箇所)

②記録の簡素化・時間短縮が見込めるため、利用者データの一元化システムの導入検討

③働き方改革関連法に基づき時間外労働時間と年次有給休暇の取得日数の管理

(4) 防災・防犯対策

①土砂災害警戒区域指定を意識した防災計画の再構築

②福祉避難所設置・開所・運営訓練の実施

③職員の防災・防犯意識の向上に繋げる防災・防災訓練の実施

(5) 給食提供

①利用者の高齢化・重症化に伴い、生活支援員や看護師から利用者の喫食状態や健康面について聞き取り、食事形態検討や栄養管理で利用者の健康管理を図る。

②給食では実現の困難な利用者一人ひとりの食への要求や嗜好について、日中活動で行う調理活動を通して実現させ、利用者に合わせて食育につなげる。

③温かいものは温かく、冷たいものは冷たいまま提供することが可能になれば、喫食量が増え健康状態を良好に保つことが期待できるため、温冷配膳車の導入を検討していく。